

部門・項目別事業計画（案）

東京司法書士会

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
I 対策部門	1. 法令・会則等 改正対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法、会社法、不動産登記法、商業登記法、民事訴訟法等の業務に関連する法令等の改正について、情報の収集、分析、対応策の検討、提言等を行うとともに、会員への周知活動及び研修事業について、積極的な対応を図る。</li> <li>・改正司法書士法の附帯決議の実現について対応を図る。</li> <li>・犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正について、会則及び諸規則等の改正、会員への周知活動等の必要な対応を図る。</li> </ul>	執行部
	2. 司法・司法書士制度対策 ① 司法書士執務対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理性の維持及び向上を図りつつ、社会の期待と信頼に応えるため、「司法書士行為規範」の周知徹底を図り、その保持を目的とする年次制研修を実施し、会員の執務指導を行う。</li> <li>・司法書士行為規範について、会員が業務を行う上での指針となるよう周知を図る。</li> <li>・社会における手続等のIT化・DXが司法書士執務に与える影響について、情報収集、調査、研究と会員への周知を図る。</li> <li>・法務局と連携し、利用しやすいオンライン申請制度の実現に努める。</li> <li>・国民にとって利用しやすい裁判制度の実現に努める。</li> <li>・民事裁判手続等のIT化について動向を注視し、情報の収集など対応を図る。</li> <li>・裁判実務における司法書士執務の研究を進め、研修会を実施する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新たな司法書士執務の調査、研究及び検討を行う。</li> </ul>	執行部
	② 業務に関する 相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「業務に関する相談窓口」を継続して設置し、会員が日々の業務を行っていく中で生じる疑問についての相談に応じ、安心して業務が行うことができる環境の整備に努める。</li> </ul>	執行部
	③ 日本司法支援センター（法テラス）への 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本司法支援センター（法テラス）と協力し、市民に対する情報提供業務、民事法律扶助、相談事業の利用促進を図り、紛争解決への必要な情報及びサービスを提供する。さらに、犯罪被害者の権利・利益の擁護のための活動を目指す。</li> </ul>	執行部 相談部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	<p>④調停センター“すてっき”の運営</p> <p>⑤司法書士不在地域対策</p> <p>⑥オンライン申請推進対策</p> <p>⑦非司法書士行為の防止</p>	<p>イ. 民事法律扶助を必要とする市民のニーズに応えるため、法テラスの指定相談場所でもある総合相談センターにおける相談事業の更なる充実を図り、会員による法律相談援助、代理援助及び書類作成援助の利用推進を図る。 契約司法書士の事務所での法律相談援助、代理援助及び書類作成援助の利用推進を図る。 特定援助対象者法律相談援助制度に協力し、相互協力体制の構築を図る。</p> <p>ロ. 日司連電話相談センター事業に協力する。</p> <p>ハ. 法テラスの民事法律扶助契約司法書士数の増加と扶助の利用促進のための研修を行う。</p> <p>ニ. 法テラス東京地方事務所との協議会を定期的開催する。</p> <p>ホ. 民事法律扶助事業における司法書士のシェア向上、改善要求等について、検討の場を設け、要望の前提となるデータ・統計・文献等の調査・分析を行い、戦略的な検討を行う。</p> <p>・家事事件を含む民事に関する紛争全般を取り扱うことができる認証紛争解決事業者として、メディアエーション重視の調停を実施する。</p> <p>・調停手続実施者及び調停管理者の養成、スキルアップのためにトレーニングを行い、調停実施者及び管理者の増員等、内部体制の充実及び改善を図る。</p> <p>・前項のトレーニングを実施するためのトレーナーの養成を行う。</p> <p>・広報活動を補うための動画等のコンテンツを制作・活用し、市民、会員への広報活動を推進する。</p> <p>・各種外部機関との連携を図る。</p> <p>・日司連とともに、司法書士不在地域に対する会員の開業支援を実施する。</p> <p>・司法書士不在地域の解消に向けた情報収集を行う。</p> <p>・司法書士不在地域に対する会員の開業支援及び公設事務所設置について検討する。</p> <p>・司法書士不在地域、伊豆大島その他の島嶼地域において、法律相談会を実施する。</p> <p>・外部団体等と連携し、司法書士不在地域、伊豆大島その他の島嶼地域における法律相談の充実を図る。</p> <p>・奥多摩地区等において巡回法律相談を実施する。</p> <p>・オンライン申請のより一層の普及を図るため、日司連、関東ブロック及び東京法務局との情報共有に努め、会員への速やかな情報提供を行う。</p> <p>・非司法書士行為をしている疑いがある者やその関係者らに対する事情聴取等により、実態に迫る調査や資料の収集を行う。</p>	<p>執行部 企画部</p> <p>執行部 相談部</p> <p>執行部</p> <p>総務部</p>

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	⑧危機管理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非司法書士行為をした個人及び法人に対する警告文等の送付等により、改善を求める。</li> <li>・悪質な非司法書士行為をした者に対しては、刑事告発や懲戒処分申立等を検討し、警察や監督官庁などとの連携を図り、厳正に対処する。</li> <li>・非司法書士行為を助長したり誤認を招くような情報を発信している者に対して、是正を求める。</li> <li>・会員、市民及び企業等に対して、非司法書士行為の防止に関する広報を行う。</li> <li>・当会ホームページやポスターを活用して、会員及び市民に対して非司法書士行為の情報提供を広く呼びかける。</li> <li>・日司連と協議して、司法書士会館の危機管理体制の強化を図り、万全なセキュリティを確保する。</li> <li>・事務局等の危機管理体制の見直しを図り、安心かつ安全な執務状態を確保する。</li> <li>・司法書士会館内震災対策訓練を実施する。</li> <li>・新宿区、四谷消防署等の協力を得て、本塩町町会及び近隣事業所との地域連携震災対策訓練を行うとともに、災害時援助に関する協議を継続する。</li> <li>・事業継続計画（首都直下型地震対策）の見直しを図るとともに、先の局面を想定した「災害対策本部事業継続計画（仮称）」の策定を行う。</li> <li>・大規模自然災害等の発生に備え、司法書士会館外におけるサーバーのバックアップシステムの設置検討を図る。</li> <li>・災害発生時における安否確認の作業工程等を整える等、安否確認システムの実効性の向上を図るとともに、システムの送受信訓練を行い、災害発生に備える。</li> <li>・災害時備蓄品の管理を行うとともに、必要となる備蓄品を検討し補充する。</li> </ul>	執行部 総務部
	⑨司法書士市民 救援基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資力が乏しく、かつ、民事法律扶助制度によっても法的サービスが受けられない市民に対する司法書士市民救援基金の円滑かつ適正な運営を行う。</li> <li>・会員へ向けての周知など、司法書士市民救援基金の利用促進を図る。</li> </ul>	執行部 相談部
	⑩民事介入暴力 への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携を図り、民事介入暴力の現状について情報収集を行うとともに、必要に応じて会員に情報を発信し、周知啓発活動を行う。</li> </ul>	執行部 総務部
	⑪財産管理人候補者名簿への 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連携を図り、財産管理人候補者名簿の整備を進めるとともに、名簿の活用について関係機関に働きかけを行う。</li> </ul>	企画部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	3. 組織改善対策 ①組織改善	・会の組織、機構、事業等の在り方を検討し、その成果を、会則、規則、規程等に反映させる。	執行部
	②会員への情報提供	・スーパーネット及び電子メール配信を活用し、会員への情報提供の迅速化を推進するとともに、会員の利便性向上を図る。 ・消費税に関するインボイス制度について、会員の周知を図る。	総務部 財務部
	③会員の報告・届出等の手続の簡略化	・スーパーネットを活用し、会員の各種報告・届出手続、各種交付請求手続等の手続の簡略化を図る。	総務部 財務部
	④情報公開	・情報公開に関する規則に則り、会として必要かつ適正な情報公開を実施する。 ・懲戒処分等を適切かつ迅速に公表する。	総務部 広報部
	⑤個人情報保護	・個人情報保護規程、個人情報保護方針等に基づき個人情報の適正な管理に努める。 ・事務局事務スペースの独立性を保持し、情報管理に関するセキュリティについて十全な備えをし、個人情報の保護を徹底する。	総務部 財務部
	⑥司法書士関連団体との連携	・関連団体との協議会を開催する。 ・関連団体の活動への理解の深化を図り、関連団体との連携を深める。	執行部 総務部
	4. 成年後見制度への対応	・リーガルサポート東京支部と協働、共催し、成年後見制度利用促進などの諸活動を行う。	執行部 企画部
	5. 多重債務問題・消費者問題・自死問題・人権問題等への対応	・多重債務問題改善プログラムの方針を尊重し、地方自治体の多重債務者に対する対策会議や相談事業に協力し、相互連携の充実及び強化を図る。 ・東京地裁民事20部における本人申立てによる破産申立手続の円滑な運用について協議する。 ・貸金業法の改正の動向について注視し、市民生活へ悪影響を及ぼすことのないよう諸活動を行う。 ・悪質商法被害救済のための関連法制度を研究し、消費者問題に関する被害救済の一翼を司法書士が担うよう諸活動を行う。 ・国及び東京都が行う自死対策事業に協力し、関係機関との連携を図り、自死予防対策事業を行う。 ・多重債務・消費者・貧困・自死・人権の問題について、相談会、研修会、シンポジウム等を企画実施する。 ・多重債務・消費者・貧困・自死・人権の問題に関する啓発、提言、解決等に取り組むため、関係機関、団体等との連携を図る。	執行部 企画部 相談部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	6. 空き家問題・所有者不明土地問題への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年民法・不動産登記法改正等への対応のため、会員に対し改正等への理解を促進するための施策を講じるとともに、支部及び関連団体等との連携を密に取り、改正等を市民に周知するよう東京都や区市町村に働きかける。</li> <li>・日本赤十字社等との連携により、相続登記や遺言作成についての市民への周知やセミナー・相談会等の施策を行う。</li> <li>・支部及び関連団体等との連携を密に取り、空き家・所有者不明土地問題における司法書士の有益性を市民に広く認知されるような施策を講じる。</li> <li>・東京都又は区市町村等が開催する市民向けセミナー及び相談会への人員派遣並びに区市町村からの所有者・相続人調査の要請に対応するための体制強化を図る。</li> <li>・法務局及びその他諸団体と相続登記義務化、相続登記未了問題、表題部所有者不明問題等につき連携し、各問題の解決に向けて相談会、広報等を実施する。</li> <li>・空き家対策協議会等に参画している会員間の情報及び意見交換のための会議を実施し、これらの協議会等において司法書士の評価及び存在感の向上を図る。</li> <li>・東京都及び区市町村担当者又は会員向け研修会を実施する。</li> </ul>	執行部 企画部
Ⅱ 執務指導部門	1. 執務改善推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与するため、会員の執務の更なる適正化を図り、必要な会員指導を行う。</li> <li>・非司法書士との提携やリベート問題等、司法書士制度の信頼を揺るがす行為に関して、会員の意識の向上に努める。</li> <li>・綱紀案件について結論を出すまでの迅速化実現のため、調査・手続の更なる効率化の方法を検討する。</li> <li>・会員の業務に関する紛議に関して、紛議調停を行う。</li> <li>・綱紀案件の調査・手続を適正に実施するため、綱紀関連部門の職務に関する研修会、協議会を実施する。</li> <li>・綱紀白書編さん委員会を組成し、綱紀白書を発行する。</li> </ul>	執行部 総務部 業務部
Ⅲ 研究部門	1. 研究企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産登記及び商業登記の受託促進に向けた諸活動を行う。</li> <li>・登記実務上の諸問題についての情報収集や検討を行い、法務局とのオンライン申請を含む登記実務に関する協議の実施など、登記実務の円滑化を目的とする活動を行う。</li> <li>・電子署名など、登記実務におけるIT化・DXの影響を調査・研究し、会員への周知を図る。</li> <li>・社会におけるオンライン化及び非対面化の流れに対応した不動産決済業務及び関連事項の調査研究を行う。</li> </ul>	企画部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
IV研修部門		<ul style="list-style-type: none"> <li>・商業登記の受託促進に向けて、自治体や大学、日本政策金融公庫等の機関との連携を図る。</li> <li>・裁判業務に取り組む会員の増加と質の向上を目的とした研究会、研修会を開催するとともに、裁判業務促進のための検討を行う。</li> <li>・裁判業務における民事裁判手続等のIT化の影響の調査・研究を行う。</li> <li>・司法書士の裁判業務の支援と訴訟の円滑な実施を目的とした、裁判所との実務協議会を行う。</li> <li>・簡易裁判所における一般民事事件の受任促進を目的として、少額の事件を受任した会員の報酬の一部を助成する「少額裁判報酬助成制度」の改善、周知及び利用の推進を図る。</li> <li>・民法改正及び関連法令の整備等の調査研究及び会員への周知を行う。</li> <li>・司法書士法施行規則第31条業務の実践に関する調査研究、研修、会員に対する情報提供を行う。</li> <li>・民事信託の事例の収集、分析を行い、活用促進・注意喚起を目的とした研修、シンポジウム等を行う。</li> <li>・主に司法書士業務を通じた市民の権利擁護の促進と充実を目的とした調査・研究を行い、会員への周知を図る。</li> <li>・家事事件における司法書士の役割や実務上の諸問題について、必要に応じ家庭裁判所との協議を行う。</li> <li>・不在者財産管理人、相続財産管理人等に加え、新たに創設される所有者不明土地・建物管理人等に司法書士が選任されることを企図した諸活動を行う。</li> <li>・司法書士の新規業務の開発及び推進に向けた調査、研究、研修等の諸施策を行う。</li> </ul> <p>(研修の種類ごとに172頁～179頁参照)</p>	研修部
V相談部門	1. 常設法律相談・司法書士総合相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判、多重債務、登記、会社法務、成年後見、空き家問題等について常設法律相談会を開催する。</li> <li>・当番司法書士制度の利用拡大を図る。</li> <li>・法テラス指定相談場所における法律相談業務の充実を図る。</li> <li>・司法アクセスの拡充のため、総合相談センター(四谷)及び三多摩総合相談センターの充実と広報の更なる拡大を図る。</li> <li>・電話相談「ホットライン」の充実を図る。</li> <li>・総合相談センター等に来ることができない市民のために、施設、病院、学校、公的施設、団地集会所その他の場所へ相談員を派遣し出張相談を行うとともに、出張相談の利用拡大を図る。</li> <li>・相談員及び相談会運営責任者に対する研修を積極的に行い、相談会の円滑な実施並びに相談員及び相談会運営責任者の資質等の向上と相談体制の充実を図る。</li> <li>・相談員配転システムの効率化及び充実を図る。</li> </ul>	執行部 相談部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
VI企画部門	2. 無料法律相談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談センターにおける相談のWEB予約受付の導入を検討する。</li> <li>・総合相談センターの運用及び環境の改善に努める。</li> <li>・相談票のペーパーレス化に取り組む。</li> <li>・東京都貸金業対策課における相談ブースにおいて、ヤミ金被害等についての常設相談を実施する。</li> <li>・東京都、社会福祉法人特別区社会福祉事業団等が実施する社会福祉事業に協力するとともに、生活保護受給者、路上生活者等に対する法律相談を実施する。</li> <li>・裁判、多重債務、消費者問題、労働問題等の専門分野に関する電話、面談等による相談会を開催する。</li> <li>・登記、相続、遺言、成年後見等をテーマとする相談会を開催する。</li> <li>・リーガルサポート東京支部との共催による成年後見に関する相談会を実施する。</li> <li>・法務局等と連携し、相続登記に関する相談会を実施する。</li> <li>・アウトリーチによる相談会の効果的な実施について更なる検討をする。</li> <li>・法テラス、商工会議所、法務局その他の官公署、学校、更生保護施設等の依頼に応じ、相談員を派遣する。</li> <li>・当会会員が他士業、医師、カウンセラー等と共同して開催する総合相談会への支援を行う。</li> <li>・東京都の常設不動産相談に、相談員を派遣する。</li> </ul>	相談部 支部等
	1. 法教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生、高校生、専門学校生等を対象とした法律教室や、小学生を対象とした「こども法律教室」を開催する。</li> <li>・大学等の司法書士ガイダンス及びインターンシップ制度に協力する。</li> </ul>	企画部 支部等
	2. 講師の派遣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友好諸団体等が主催する講演会や講座に講師を派遣する。</li> </ul>	執行部 企画部 研修部
	3. 友好諸団体との交流と協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十士業よろず相談会の開催に協力する。</li> <li>・不動産鑑定士協会と連携し、不動産登記に関する相談会を実施する。</li> <li>・東京三弁護士会との協議会を開催する。</li> <li>・東京公証人会、東京土地家屋調査士会との三者懇談会を開催する。</li> <li>・東京税理士会との協議会を開催する。</li> <li>・東京都行政書士会との連絡協議会を開催する。</li> <li>・日本政策金融公庫等と中小企業支援について連携を図る。</li> <li>・災害復興まちづくり支援機構の活動に参加し、運営に協力する。</li> </ul>	執行部 総務部 相談部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
Ⅶ広報部門	1. 広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体において実施する災害復興訓練への参加を支援する。</li> <li>・自治体が発行する東京都都市復興模擬訓練に会員を派遣する。</li> <li>・新宿区、四谷消防署等の協力を得て、本塩町町会及び近隣事業所との地域連携震災対策訓練を行うとともに、災害時援助に関する協議を継続する。</li> <li>・その他友好諸団体との交流を図る。</li> </ul>	広報部
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報の更なる充実により、発信力の向上に努める。また、効率的な広報手法について研究し、当会独自の制度広報を検討し実施する。</li> <li>・司法書士の職務内容を広く社会に紹介し、市民への情報提供を行うため、当会ホームページやFacebook等のSNSを利用して情報発信を行う。</li> <li>・マスコミ等広報に資する諸団体との交流を図り、広報活動を強化し、推進する。</li> <li>・司法書士制度広報を目的とした広報事業を行う。</li> <li>・上記の広報活動を補うため動画等のコンテンツを制作・活用し、必要に応じて有料広告を利用する。</li> <li>・新しい生活様式に対応した広報活動の在り方を検討し、実施する。</li> <li>・当会が行う行事等について記録するとともに、歴史的資料の保管、管理を行う。</li> </ul>	
	2. 支部等の広報活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部、支部ブロック、三多摩支会等における相談会、講演会及び講座等の開催を支援する。</li> <li>・支部ホームページ、その他支部の広報活動を支援する。</li> </ul>	企画部 広報部 相談部
	3. 対外広報誌の発行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対外広報誌「司法の窓 ファーロ」を季刊誌として発行し、市民に対して司法書士の制度広報と情報の提供を図る。</li> </ul>	広報部
	4. 相続登記義務化広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続登記義務化の広報について、東京法務局、自治体等との連携を強化する。</li> </ul>	広報部
	5. 緊急時広報への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クライシス・コミュニケーションへの対応を図る。</li> </ul>	執行部 広報部
Ⅷ福利厚生部門	1. 健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京司法書士会史（平成編）の発行に向けて、会員への執筆依頼、資料の収集、編集を行う。</li> </ul>	総務部
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員と家族、補助者、事務局職員を対象とした健康診断を実施し、人間ドックの受診を斡旋する。</li> <li>・会員のメンタルヘルスに関する施策を講じる。</li> </ul>	
Ⅸその他	1. 憲法への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法をめぐる諸問題を注視し、憲法に対する意識の向上、理解の深化に努める。</li> </ul>	執行部

部 門	事 業 項 目	内 容	備 考
	2. 事務局体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスを基本に据え、事務局職員に関する規則等の整備を継続し、事務局職員の適切な労働環境の整備、改善を進める。</li> <li>・事務局職員の資質能力の向上を図り、盤石な事務局体制を構築する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染拡大防止や新しい生活様式にも対応していくため、引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮した、働きやすい職場環境づくりの強化を図り、ワークライフシナジー（仕事と生活の双方を充実させ双方に良い結果をもたらす）を目指す。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症との共存を前提に、引き続き、感染拡大防止のための執務環境の最適化を考え、業務の継続と維持の両立が今後も持続的に可能となるように取組を継続する。</li> </ul>	総務部
	3. 災害相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の復興の状況を踏まえ、日司連等の関連団体や行政機関等と連携し、時宜にかなった相談活動を検討、実施する。</li> <li>・今後起こりうる地震、風水害等の自然災害において、被災された方々の生活再建に向けた相談に対応するため、相談員の育成及び時宜を得た施策の検討、立案を行う。</li> <li>・災害に即応できる相談員をリスト化し、定期的に災害相談員研修を実施することにより、相談員の資質の向上を図る。</li> <li>・自然災害の発生時には、災害の状況に応じ、日司連、各司法書士会等との連絡調整を図り、速やかに適切な施策を実施する。</li> <li>・災害ADRの紹介及び利用促進に向けた相談活動を行う。</li> <li>・災害に対応した法テラスの法律援助に関する情報の周知を図り、利用促進に努める。</li> </ul>	執行部 相談部
	4. 官公庁・自治体からの受託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関や自治体と連携し、時宜にかなった相談活動等の受託を検討、実施する。</li> </ul>	執行部 相談部